

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年10月23日(月)

今週のことば

ライドシェア

一般ドライバーが自家用車を使い有料で乗客を運ぶ「ライドシェア」について、首相は所信表明演説で地域交通の担い手不足に対応するため、導入を検討すると表明。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

10/23(月) 大安 電信電話記念日、岸田首相の所信表明演説
24(火) 赤口 霜降、国連の日
25(水) 先勝
26(木) 友引 原子力の日、プロ野球ドラフト会議
27(金) 先負 十三夜、読書週間
28(土) 仏滅 プロ野球・日本シリーズ開幕
29(日) 大安

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
10/16(月)	31,659 ▼657	149.56 △0.08
17(火)	32,040 △381	149.59 ▼0.03
18(水)	32,042 △2	149.74 ▼0.15
19(木)	31,431 ▼611	149.80 ▼0.06
20(金)	31,259 ▼172	149.97 ▼0.17

「130万円の壁」対策に関するQ&A

社会保険の被扶養者に係る「年収の壁（106万円・130万円）」対策が始まりました。このうち、従業員100人以下の事業所で働く場合の「130万円の壁」に関する措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）は、次のようになります。

◆ Q & A

Q. 「130万円の壁」に関する措置は？

A. パート等の被扶養者が年収130万円以上（60歳以上などは180万円以上）となる場合、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、健保組合等の円滑な被扶養者認定を図ります（連続2年が上限）。

Q. この措置の対象となるのは？

A. 社会保険の被扶養者（新たに認定を受ける方も含む）が対象となります（配偶者に限られません）。

Q. 「一時的な収入変動」に該当するケースは？

A. 例えば、*他の従業員の退職や休職により業務量が増加した、*受注が好調で業務量が増加した、*突発的な大口案件で業務量が増加した、などです。なお、基本給の引上げなど今後も確実に収入が増える場合、一時的な増加とは認められません。

Q. 「事業主の証明」はいつ、どこに提出する？

A. 被扶養者の認定及び資格確認の際に、被保険者の勤務先を通じて健保組合等に提出するため、被保険者は収入確認に合わせて、被扶養者を雇用する事業主が作成した証明書（様式は厚労省HPから入手）を取得することになります。

Q. 事業主証明を提出すれば、必ず被扶養者になる？

A. 雇用契約書等も踏まえて総合的に判断するため、必ず被扶養者に認定されるわけではありません。

■ この記事の詳細は、情報BOX201540

相続土地国庫帰属制度で初の土地引取り

相続等によって取得した不要な土地を一定要件の下で国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」が本年4月27日から始まりましたが、8月末時点で885件の申請があり、審査を経て承認された土地の引き取りが9月下旬に初めて行われたようです。

本制度の申請は、相続や遺贈によって相続人が取得した土地であれば農地や山林も対象となりますが、*建物がある、*担保権が設定されている、*土壤汚染がある、などの土地は対象外です。なお、申請時に審査手数料（一筆当たり1万4千円）、承認を受けた場合には負担金（原則20万円。市街化区域等の土地は面積に応じて算定した金額）の納付が必要となります。

年末調整等で必要となる控除証明書

年末調整や確定申告で所得控除を受けるために必要となる控除証明書が送られてくる時期です。

生命保険料や地震保険料を支払った方には保険会社から「保険料控除証明書」、国民年金保険料を支払った方には日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」、iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛金を支払った方（個人払込の加入者）には国民年金基金連合会から「小規模企業共済等掛金払込証明書」が届きますので、大切に保管しておきましょう。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

「130万円の壁」の対応策に関するQ&A

人手不足への対応が急務となる中で、社会保険（厚生年金保険及び健康保険）の被保険者の配偶者等で被扶養者に該当する短時間労働者が、一定以上の収入（106万円や130万円）になった場合に扶養から外れて社会保険料の負担が発生する「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として「年収の壁・支援強化パッケージ」が開始されました。

「130万円の壁」への対応については、被扶養者である短時間労働者の収入が一時的に増加し、年収の見込みが130万円以上となる場合において、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨を事業主が証明することで、健康保険組合等の保険者による円滑な被扶養者認定を可能にする「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」が実施されます。なお、一時的な事情として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とします。

◆「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」に関するQ&A

Q. 今回の措置はいつから開始される？

A. 「事業主の証明による被扶養者認定 Q&A」の発出日（令和5年10月20日）以降の被扶養者認定及び被扶養者の収入確認に適用します。なお、発出日前の認定・確認については遡及しません。

Q. 「一時的な収入変動」と認められる上限額はいくらまで？

A. 仮に上限を設けた場合、新たな「年収の壁」となりかねないことなどから、具体的な上限額を示すことは困難ですが、各保険者において雇用契約書等も踏まえつつ、当該増収が一時的なものかを確認します。なお、法令・通知等に基づき、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入を上回る場合（同一世帯に属していない場合は、被保険者からの援助による収入額を上回る場合）は、被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められず、被扶養者の認定が取り消されます。

Q. どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められる？

A. 一時的な収入増加の要因としては、主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースは、*従業員の退職により業務量が増加したケース、*従業員の休職により業務量が増加したケース、*業務の受注が好調だったことにより事業所全体の業務量が増加したケース、*突発的な大口案件により事業所全体の業務量が増加したケースなどが想定されます。一方で、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、一時的な収入増加とは認められません。

Q. 原則として連続2回までを上限としていますが、何をもって「連続2回」と数える？

A. 被扶養者の収入確認を年1回実施していることを想定し、連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることができます。年1回と異なる頻度で収入確認を行っている場合は、どの期間について事業主の証明を取得する必要があるかを健康保険組合等に相談ください。

Q. この措置の対象は配偶者に限られる？

A. 対象は配偶者だけではなく、社会保険の被扶養者の方（新たに被扶養者認定を受けようとしている方を含む）が対象となり、被扶養者が学生の場合でも同様の取扱いとなります。

Q. 被扶養者の収入要件について、被扶養者が60歳以上である場合又障害者である場合は年間収入の要件は180万円未満とされていますが、今回の措置は、その判定の際にも適用される？

A. 年間収入が180万円未満であるか否かの判定についても適用されます。

Q. 事業主の証明はいつ、どこに提出する？

A. 新たに被扶養者の認定を受ける際、又は健康保険組合等の保険者が被扶養者の資格確認を行う際に、被扶養者を雇う事業主から一時的な収入変動である旨の事業主の証明を取得し、被保険者の勤務する会社を通じて各保険者に、通常提出が求められる書類と併せて提出することになります。そのため、各保険者の被扶養者の収入確認のタイミングに合わせて、被扶養者の勤務先の事業主から一時的な収入変動である旨の証明を取得します。

Q. 事業主による証明はどのように記載する？

A. 厚生労働省のホームページに証明書の様式があります。

Q. 被扶養者が複数の事業所で勤務している場合、どの事業所から事業主の証明を取得すれば良い？

A. 一時的に年間収入が130万円以上となった主たる要因である事業所から事業主証明を取得します。ただし、複数の事業所それぞれ一時的な収入増加がある場合は、複数の事業所から取得します。

Q. 事業主の証明を提出しさえすれば、引き続き被扶養者に該当する？

A. 雇用契約書等も踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような場合には、被扶養者に該当しなくなることとなります。また、収入要件だけではないため、その他の要件を満たしていないことにより、被扶養者に該当しなくなることも考えられます。